

佐久市低入札価格調査制度実施要領

平成30年3月27日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定を適用することが適当かどうかを判断するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)の手續について、必要な事項を定めるものとする。
(対象となる建設工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、佐久市総合評価落札方式実施要綱(平成20年告示第121号)第1条に規定する総合評価落札方式を適用する建設工事(以下「適用対象工事」という。)とする。
(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査は、適用対象工事に係る契約を締結しようとする場合において、その基準となる価格(消費税及び地方消費税の額を除く。以下「調査基準価格」という。)を下回る価格での入札があった場合に行うものとする。

2 調査基準価格は、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年佐久市告示第97号。以下「最低制限価格要綱」という。)第3条及び第4条の規定を準用して算出した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を最低制限価格要綱第3条に規定する建設工事上限額から建設工事下限額までの範囲内の額とすることができる。

4 調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(失格基準価格)

第4条 適用対象工事に係る低入札価格調査を行う場合において、入札書比較価格の100分の70の額(以下「失格基準価格」という。)を下回る価格で入札をした者がいるときは、契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、その者を失格とする。

2 失格基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、適用対象工事の入札を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の次に掲げる事項

ア 最低価格入札者であっても必ずしも落札候補者とならない場合があること。

イ 次条の規定により、調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならないこと。また、工事担当課の調査に応じなければならないこと。

(3) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格となること。

(4) 調査に関する書類及び判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表されること。

(調査対象者への通知)

第6条 市長は、適用対象工事に係る契約を締結しようとする場合において、佐久市総合評価落札方式実施要綱第11条に規定する総合評価点の最も高い者が入札をした価格が調査基準価格未満で、かつ、失格基準価格以上であった場合は、当該入札をした者を低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とし、低入札価格調査の実施通知書（様式第1号）により、第7条に規定する調査を行う旨を通知する。

(調査の実施)

第7条 工事担当課長は、調査対象者から次の事項について、様式第2号による調査資料の提出を求めることができる。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所及び事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況及び手持ち機械数の状況
- (6) 資材購入先及び購入先との関係
- (7) 建設副産物の処理方法及び処理先
- (8) 技術者及び労働者の保有及び具体的配置計画
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容及び信用保証（決算報告書、取引金融機関名並びに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条、第10条及び第19条の4に規定する資料）
- (11) その他調査に必要な事項

2 工事担当課長は、必要に応じ、調査対象者からの聴取による調査を実施することができる。この場合において、調査対象者は、当該調査に協力しなければならない。

3 調査対象者が、第1項の調査資料を提出しない場合又は前項の聴取に応じない場合は、当該調査対象者の行った入札は、無効とする。

(低入札価格審査委員会の設置)

第8条 低入札価格の審査を適正に行うため、低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」を置く。

2 審査委員会の委員長及び委員は、佐久市建設工事請負人等選定委員会規程（平成17年訓令第54号）第1条に規定する工事担当部（局）を所管する建設工事請負人等選定委員会の委員長及び委員を充てるものとする。

(審査委員会による審査)

第9条 工事担当課長は、第7条の規定による調査を終えたときは、様式第3号により、審査委員会に報告し、その取扱いについて審査を求めるものとする。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、工事担当課長から調査の報告を受けたときは、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査し、当該審査の結果を、様式第4号により契約担当部長に報告するものとする。

(審査の結果、適合した履行がされると認めたときの措置)

第11条 市長は、審査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、様式第5号により調査対象者にその旨を通知するとともに、当該入札の入札者に対して、調査対象者が落札候補者となった旨を通知するものとする。

(審査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第12条 市長は、審査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、様式第6号により調査対象者に対し、理由を添えて落札候補者とならない旨を通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。

2 次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、第6条から前条までに定める手続を再度行うものとする。

(調査結果等の公表)

第13条 調査対象者から提出された書類並びに調査及び審査に関する書類は、原則として閲覧により公表する。ただし、次に掲げる事項については、公表しないことができる。

- (1) 調査対象者に著しい不利益を与える内容のもの
- (2) 契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を来すおそれがあるもの

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。